

戸別受信機 受領書

年 月 日

大 和 市 長 あて

組織名

管理者名

保管場所

電話番号

()

大和市が所有する戸別受信機について、次の保管条件を遵守することを承諾したうえで、受理しました。

戸別受信機保管条件

- (1) 大和市に無断で第三者へ譲渡、破棄、転売、改造等をしないこと。
- (2) 管理は、原則として当該組織の代表が行うこととし、代表者や保管場所が変更になった場合は、速やかに大和市危機管理課へ報告すること。
- (3) 戸別受信機に不具合が生じた場合は、大和市へ相談すること。
- (4) 戸別受信機を運用する際に使用する電源に要する費用や、乾電池の交換費用については、貸与された組織が負担すること。